

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|---|--|------|
| <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「本学卒業等」とは、本学を卒業若しくは修了した者(コース登録制修了者を除く。)又は本学大学院の博士後期課程若しくは連合農学研究科の博士課程を標準修業年限以上在学し、国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。)第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者をいう。</p> | <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「本学卒業等」とは、本学を卒業若しくは修了した者(コース登録制修了者を除く。)又は本学大学院の博士後期課程、<u>一貫制博士課程</u>若しくは連合農学研究科の博士課程を標準修業年限以上在学し、国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。)第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者をいう。</p> | |

附 則 (規程第19号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。